



平成28年5月13日

各 位

上場会社名 株式会社トマト銀行
代表者名 取締役社長 高木 晶悟
(コード番号 8542 東証第1部)
問合せ先 執行役員経営企画部長
谷口 善昭
(TEL 086-800-1830)

定款の一部変更に関するお知らせ

株式会社トマト銀行(取締役社長 高木 晶悟)は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、平成28年6月28日開催予定の第133期定時株主総会に定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 定款変更の理由

(1) 単元株式数の変更および株式併合

全国証券取引所は、投資家の利便性向上のため、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一するための取り組みを推進しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重して、当社株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更することとし、一方で、当社株式の投資単位を全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5万円以上50万円未満)とすることを目的に、株式併合(10株を1株に併合)を実施するものであります。

ついでには、株式併合を実施し株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条(発行可能株式総数)を、単元株式数を1,000株から100株に変更するために現行定款第7条(単元株式数)をそれぞれ変更するものであります。

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成28年10月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。

(2) 優先株式の発行

平成26年3月31日より施行された国内基準行に係る新たな自己資本比率規制(バーゼルⅢ国内基準)においては、強制転換条項付優先株式を規制上の自己資本に算入することができることとされております。こうした自己資本比率規制の変更に対応すべく、当社を取り巻くマーケット環境等に応じて、今後の中長期的な資本政策および財務戦略上の柔軟性、機動性の確保の観点から、定款第6条(発行可能株式総数)を変更するとともに、定款第2章の2(優先株式)および第3章の2(種類株主総会)を新設するものであります。

(3) その他

上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙「定款変更案」のとおりであります。

なお、この定款変更は、平成 28 年6月 28 日開催予定の第 133 期定時株主総会において、定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件として、その効力が生じるものいたします。

3 定款変更の日程

取締役会決議	平成 28 年5月 13 日
定時株主総会決議日	平成 28 年6月 28 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 28 年 10 月 1 日（予定）

以 上

別 紙

【定款変更案】

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p data-bbox="405 353 571 389" style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p data-bbox="204 434 507 470">第1条～第5条 (省略)</p> <p data-bbox="405 515 571 551" style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p data-bbox="204 595 475 631">(発行可能株式総数)</p> <p data-bbox="204 636 766 707">第6条 当銀行の発行可能株式総数は、<u>177,800千株</u>とする。</p> <p data-bbox="204 1030 383 1066">(単元株式数)</p> <p data-bbox="204 1070 775 1142">第7条 当銀行の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p data-bbox="204 1187 533 1223">第8条～第10条 (省略)</p> <p data-bbox="204 1267 296 1303"><u>(新設)</u></p>	<p data-bbox="1011 353 1177 389" style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p data-bbox="810 434 1193 470">第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="1011 515 1177 551" style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p data-bbox="810 595 1082 631">(発行可能株式総数)</p> <p data-bbox="810 636 1382 1025">第6条 当銀行の発行可能株式総数は、<u>35,000千株</u>とし、普通株式および第1回A種優先株式、第2回A種優先株式(以下、併せて「<u>A種優先株式</u>」<u>といい、第1回ないし第2回A種優先株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合には、「各A種優先株式」という。</u>)の発行可能種類株式総数は、それぞれ、<u>35,000千株、7,000千株、7,000千株</u>とする。</p> <p data-bbox="810 1030 989 1066">(単元株式数)</p> <p data-bbox="810 1070 1382 1142">第7条 当銀行の単元株式数は、<u>全ての種類の株式について100株</u>とする。</p> <p data-bbox="810 1187 1219 1223">第8条～第10条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="954 1267 1235 1303" style="text-align: center;">第2章の2 優先株式</p> <p data-bbox="810 1348 1018 1384">(A種優先株式)</p> <p data-bbox="810 1388 1382 1460">第11条 当銀行の発行するA種優先株式の内容は次のとおりとする。</p> <p data-bbox="810 1464 1053 1500">(A種優先配当金)</p> <p data-bbox="868 1505 1382 2047">1. 当銀行は、定款第32条に定める<u>剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、各A種優先株式1株につき、各A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、各A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合</u></p>

現行定款	変更案
	<p>またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、各A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭(以下「A種優先配当金」という。)の配当を行う。配当年率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して第4項に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>② <u>第32条の規定は、A種優先配当金およびA種優先中間配当金についてこれを準用する。</u></p> <p>2. <u>ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u></p> <p>(非参加条項)</p> <p>3. <u>A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</u></p> <p>(A種優先中間配当金)</p> <p>4. <u>当銀行は、第32条②に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分</u></p>

現行定款	変更案
	<p><u>の1を上限とする金銭(以下「A種優先中間配当金」という。)を支払う。</u></p> <p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p>5. <u>当銀行は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえてA種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。</u></p> <p><u>(議決権)</u></p> <p>6. <u>A種優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。</u></p> <p><u>(株式の分割または併合および株式無償割当て)</u></p> <p>7. <u>株式の分割または併合を行うときは、普通株式および各A種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。株式無償割当てを行うときは、普通株式および各A種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。</u></p> <p><u>(取得および消却)</u></p> <p>8. <u>当銀行は、各A種優先株式を取得し、これを消却することができる。</u></p> <p>② <u>各A種優先株式における会社法第459条第1項第1号に定める事項については、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u></p> <p>9. <u>当銀行は、各A種優先株式の発行に先立って取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、各A種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかる各A種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産を各A種優先株主に対して交付するもの</u></p>

現行定款	変更案
	<p>とする。なお、各 A 種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。</p> <p>② 当銀行は、各 A 種優先株式の取得と引換えに、各 A 種優先株式 1 株につき、各 A 種優先株式の払込金額相当額を踏まえて各 A 種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。</p> <p>(普通株式を対価とする取得条項)</p> <p>10. 当銀行は、各 A 種優先株式の全てを、各 A 種優先株式の発行に先立って取締役会が別に定める期日をもって取得する。この場合、当銀行は、かかる各 A 種優先株式を取得するのと引換えに、各 A 種優先株主に対し、その有する各 A 種優先株式数に各 A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額(ただし、各 A 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細は各 A 種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では、交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。各 A 種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、会社法第 234 条に従ってこれを取扱う。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>第11条～第16条</u> (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>第12条～第17条</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>第3章の2 種類株主総会</u></p> <p>(種類株主総会)</p> <p><u>第18条</u> 種類株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② <u>会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>③ <u>当銀行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、各A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u></p> <p>④ <u>第14条、第16条および前条の規定は、種類株主総会について、これを準用する。また、第12条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会について、これを準用する。</u></p>
<p><u>第17条～第32条</u> (省略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第1条</u> (省略) (新設)</p>	<p><u>第19条～第34条</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第1条</u> (現行どおり) (定款一部変更の効力発生日)</p> <p><u>第2条</u> <u>第6条、第7条、第11条および第18条の変更は、平成28年6月28日開催の第133期定時株主総会の議案に係る株式併合の効力発生日である平成28年10月1日をもって効力が発生するものとする。</u> <u>なお、本附則は、当該株式併合の効力発生日をもってこれを削除する。</u></p>